

## 令和6年度青森県教育委員会情報発信業務 企画提案競技実施要領

### 1 趣旨・目的

青森県教育委員会（以下、「県教委」という）公式SNSを開設し、保護者をはじめとする県民の興味・関心を引く情報を継続してタイムリーに発信することとし、当該業務を行う受託事業者を以下により選定するものである。

### 2 委託業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

### 3 委託業務の上限額

5,925千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※当該業務に係る予算については、令和6年2月青森県議会第317回定例会に、令和6年度青森県一般会計予算案として提出されている。

そのため、令和6年度青森県一般会計予算が成立した場合に契約を締結することとし、成立しない場合は契約を締結しない。なお、契約を締結しない場合においても、企画提案競技への参加に係る経費については補償しない。

### 4 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### 5 企画提案競技の概要

#### （1）実施方法

企画提案を募集し、書面による審査を経た上で、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託事業者として選定する。

#### （2）参加資格

応募資格を有する者は、応募を行う日から受託候補者が決定する日まで次の要件を全て満たしている者とする。

ア 日本国内に事業所を有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。

イ 本業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。

エ 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

オ 都道府県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

カ 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。

キ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下に

ある者でないこと。

### (3) 企画提案競技への参加表明

参加を希望する者は、以下の書類を指定の期日までに提出すること。

#### ア 提出書類

企画提案競技参加表明書（様式1）

#### イ 提出期限

令和6年3月18日（月）17時まで【厳守】

#### ウ 提出方法

持参又は郵送、メールにより提出すること。

#### エ 提出先

「11 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ。

### (4) 企画提案競技の応募書類及び提出方法等

#### ア 提出書類及び提出部数（任意様式）

①企画提案書（A4判） 提出部数：6部 [正本：1部、副本：5部]

②概算見積書（A4判） 提出部数：6部 [正本：1部、副本：5部]

#### イ 提出期限

令和6年3月25日（月）17時まで【厳守】

#### ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

#### エ 提出先

下記「11 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ。

#### オ 留意事項

- ・提出後の書類の差替及び再提出は認めないものとする。
- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
- ・提出された書類は、原則として青森県情報公開条例に基づく請求等の対象文書となること。
- ・提案書の作成及び提出など企画提案競技の開催に要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。

## 6 企画提案書の記載項目

### (1) 情報発信に係る項目

#### ア 公式アカウントを開設するSNS（2つ以上）

参考資料として、別紙『教育広報あおもりけん』に関するアンケート調査結果抜粋を提供する。

また、開設に際し費用が発生する場合は、金額を明示の上、見積額に含めること。

イ 提案したSNSが県教委の広報に適していると考え理由

広報紙「教育広報あおもりけん」バックナンバー又は県教委ホームページに掲載されている内容の中から任意で1つ以上のテーマを選択し、提案したSNSで発信するとした場合の投稿内容案を提示して、理由を説明すること。

なお、複数開設するSNSについては、すべて同様の情報を発信することを想定しているが、それぞれのSNSで異なる情報発信を行うことを提案する場合は、その理由についても示すこと。

- ・ 県教委ホームページ（トップページ）  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-seisaku/main.html>
- ・ 広報紙「教育広報あおもりけん」バックナンバー  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-seisaku/web\\_kouhou\\_back.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-seisaku/web_kouhou_back.html)

ウ 提案したSNSアカウントの登録者数確保の方法

エ 県教委事務局がすでに開設しているSNSアカウントとの連携方法

（例：Xでのリポスト）

- ・（参考）青森県庁公式ソーシャルメディアアカウント一覧  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/koho/social-account-list.html>

オ 学校紹介動画を制作するとした場合の企画案（ショート動画を想定）を1つ以上提示

## （2）業務実施体制

本業務に係る担当者の配置及び連携事業者を含めた実施体制について記載すること。

## （3）これまでの実績

過去3年間に受託した類似事業の実績（官民間わない）について記載すること。また、当該事業実績に係る説明資料（様式任意）もあわせて提出すること。

## 7 審査・選考

### （1）審査・選考方法

企画提案書及び概算見積書について、書面による審査を実施し、最優秀提案者を選考する。なお、参加者が1者のみの場合であっても、受託候補者の適格性を判断するため審査を行う。

### （2）選考基準

ア 提案内容の実現性、的確性、汎用性

- ・ 本事業の趣旨・目的を理解したSNSの活用方法・運用方法を提示しているか。
- ・ 学校紹介動画を制作するとした場合の企画案は、県民に対して学校の魅力を伝えることができるような内容となっているか。

イ 実施体制

- ・事業を確実に効果的に実施できる体制が整っているか。
- ウ 同種又は類似の業務実績
  - ・過去3年間の間に、類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。
- エ 経費の妥当性
  - ・経費の積算は適切か。

### (3) 審査結果

採否にかかわらず全ての企画提案競技参加者に書面で通知する。

## 8 委託契約の締結

### (1) 契約手続

最優秀提案者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様書の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用となった企画提案の一部変更を指示することがある。

### (2) 著作権等の帰属

ア 投稿内容（動画、静止画及びテキスト原稿等。以下同じ。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。ただし、契約締結日現在、受託事業者、受託事業者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ。）は、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受託事業者から県教委に譲渡され、県教委単独に帰属するものとする。受託事業者は、県教委が求める場合には、本項に定める著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

イ 契約締結日現在、受託事業者、受託事業者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が投稿内容に含まれている場合であっても、県教委は、投稿内容の利用のため、契約期間中及び契約終了後において、投稿内容全体を県教委の著作物として使用し、改変し、また第三者に使用・改変させることができる。ただし、書面により受託事業者から県教委に別段の通知がなされたものについてはこの限りでない。

ウ 受託事業者は、投稿内容（本契約においては、委託業務により新規に作成されたキャラクター等自体を含む。）に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受託事業者は、当該著作物の著作者が受託事業者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

エ 受託事業者は、本事業の実施における著作権等の帰属に関する約定を遵守するとともに、再委託先がある場合には再委託先にも遵守させるよう努めるものとする。

## 9 質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

企画提案競技に関する質問は、「質問票」（様式2）に記入の上、メールにより「11 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。なお、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないものとする。

**（2）受付期限**

令和6年3月12日（火）17時まで【厳守】

**（3）回答方法**

令和6年3月14日（木）17時までに全ての質問への回答をとりまとめ、青森県庁ホームページに掲載するとともに、質問票を提出した全ての者に対して電子メールにて回答する。（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。）

**10 業務開始までのスケジュール（予定）**

令和6年3月12日（火）	質問票（様式2）受付期限 （質問への回答は3月14日（木）までに行う）
3月18日（月）	企画提案競技参加表明書（様式1）提出期限
3月25日（月）	企画提案書、概算見積書 提出期限 （3月26日（火）以降、審査及び審査結果通知）
4月上旬	委託契約締結

**11 書類の提出及び問い合わせ先**

〒030-8540 青森市長島1-1-1  
青森県教育庁教育政策課 情報広報グループ  
TEL：017-734-9868  
E-mail：E-SEISAKU@pref.aomori.lg.jp

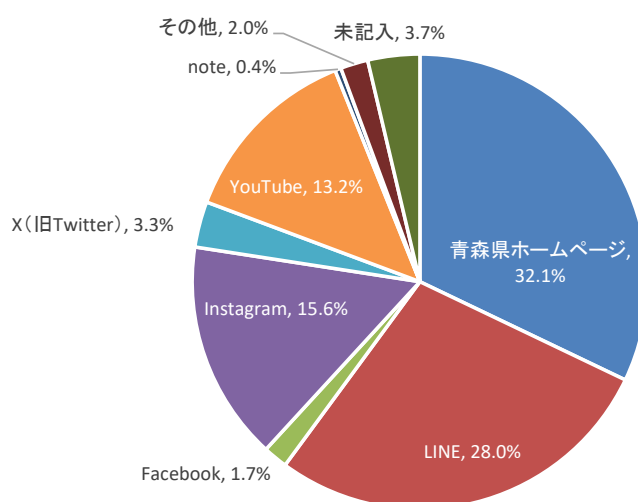
## (参考資料) 「教育広報あおりけん」に関するアンケート調査 結果抜粋

下記の内容は、県教育委員会が令和5年度に実施した「教育広報あおりけん」（教育政策課が年4～5回発行している広報紙）に関するアンケート調査の結果を抜粋したものである。

なお、アンケートは、県内6地域から抽出した小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒の保護者を対象として実施した。

【質問】「教育広報あおりけん」に掲載している情報を広報紙以外で発信する場合、こういった形で発信してほしいですか。  
(青森県HP、LINE、Facebook、Instagram、X、YouTube、note、その他の中から1つ選択)

回答数 461



◎結果数値(パーセント=%)は、少数第2位を四捨五入して少数第1位まで表示しています。